

審査基準

令和7年3月24日作成

| | |
|----------|---|
| 法令名 | 道路交通法施行令 |
| 根拠条項 | 第14条の2第2号 |
| 処分の概要 | 道路維持作業用自動車の指定 |
| 原権者（委任先） | 鳥取県公安委員会 |
| 法令の定め | |
| 審査基準 | |
| 標準処理期間 | 10日（行政庁の休日は含まない。） |
| 申請先 | 申請書は、指定を受けようとする道路維持作業用自動車の使用の本拠地を管轄する警察署の担当窓口へ提出してください。 |
| 問い合わせ先 | 申請書を提出した警察署の担当窓口又は警察本部交通部交通企画課 |
| 備考 | |